

瀬戸市告示第42号

平成28年瀬戸市告示第42号(瀬戸市手数料徴収条例別表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の項及び同法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の項に規定する同法第35条第1項各号に掲げる基準に適合すると市長が定める機関及び当該基準に適合することを証する書類として市長が定める件)の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月28日

瀬戸市長 川本雅之

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>瀬戸市手数料徴収条例別表建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の項及び同法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の項に規定する同法第35条第1項各号に掲げる基準に適合すると市長が定める機関及び当該基準に適合することを証する書類として市長が定める件</p>	<p>瀬戸市手数料徴収条例別表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の項及び同法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の項に規定する同法第35条第1項各号に掲げる基準に適合すると市長が定める機関及び当該基準に適合することを証する書類として市長が定める件</p>
<p>1 市長が定める機関</p>	<p>1 市長が定める機関</p>
<p>&lt;省略&gt;</p>	<p>&lt;省略&gt;</p>
<p>備考 登録住宅性能評価機関とは住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関を、共同住宅等とは共同住宅、長屋その他の一戸建て</p>	<p>備考 登録住宅性能評価機関とは住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関を、共同住宅等とは共同住宅、長屋その他の一戸建て</p>

住宅以外の住宅を、登録建築物エネルギー消費性能判定機関とは <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u> （平成27年法律第53号。以下「法」という。）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。	住宅以外の住宅を、登録建築物エネルギー消費性能判定機関とは <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> （平成27年法律第53号。以下「法」という。）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。
--	---